

鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市規則第72号

### 鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鳥取市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

（条例第37条第2項の規則で定める会計年度任用職員）

第31条 条例第37条第2項の規則で定める会計年度任用職員は、日額又は時間額で報酬が定められた短時間会計年度任用職員とする。

### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。